

固体ばら積み貨物の海上輸送について

固体ばら積み貨物（ペーラー及びフレコンは該当しない）の海上輸送について、2011年1月1日からIMSBCコード(International Maritime Solid Bulk Cargoes (IMSBC Code))が国際的に強制化されます。

日本ではこれを受け、IMSBCコードをそのまま取り入れ、船舶における貨物運送の基準を規定している「特殊貨物船舶運送規則」等を2011年1月1日より施行する予定で改正を進めています。これにより次の通り規制が強化されます。

なお、この規制強化は外航、内航全ての場合に適用されます。

①IMSBCコード記載の固体ばら積み物質の場合

⇒IMSBCコード記載の貨物であると荷積国の主管庁（日本の場合は国交省：窓口は地方運輸局）の承認後に海上輸送が可能。

②IMSBCコード未記載の固体ばら積み貨物の場合

⇒荷送人が荷積国の主管庁（国交省：地方運輸局）に貨物の性状等を提出し、主管庁の評価・承認を受けた後に海上輸送が可能。

～事前申請の案内～

IMSBCコード未掲載の貨物の評価・承認は、貨物の性状等の資料に基づき運送要件などを定める必要があるため、相当の時間がかかることが予想されます。そのため、国は2011年1月1日以降にIMSBCコードに記載されていない固体ばら積み海上輸送を予定している荷送人から、事前申請を受け付けており、運送要件等の検討を開始しています。つきましては、2011年1月1日以降に固体ばら積み貨物の海上輸送を予定している荷送人においては、「IMSBCコード国内規則取り入れ準備作業部会」まで所定の書類を速やかに提出する等の手続きをお進め下さいますようご案内いたします。

●この件のお問い合わせ先

(社)日本海事検定協会 (Tel 045-201-2853)

日本内航海運組合総連合会 (Tel 03-3263-4741)

現在

2011年1月1日～

【事前申請の受け付け】

●IMSBCコード国内規則取り入れ準備作業部会事務局
(社)日本海事検定協会)

〒231-0002 横浜市中区海岸通1丁目3番地(海事ビル)

電話：045-201-2853

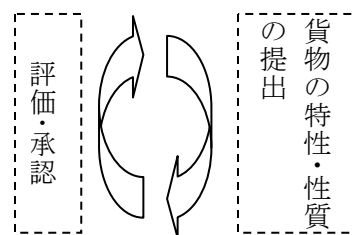
FAX：045-201-3882

担当者：(社)日本海事検定協会 安全技術室

山崎、濱田 (e-mail：anzendai-1@nkkk.or.jp)

【規制強化開始】

●荷送り人 (IMSBCコード未掲載の貨物の場合)



●国交省 (窓口：地方運輸局)